

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 地域の体制

各地域において取組みを進めるにあたっては、地域住民の福祉の増進を図ることを目的に活動している社協地区部会が、地域の中核としての役割を担います。

社協地区部会が、町内自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員会、老人クラブ、赤十字奉仕団、ボランティア・NPO、学校・PTA、福祉施設等、地域の担い手となる様々な組織や団体と連携・調整を図りながら、地区部会エリア内の活動状況の把握や活動の促進を行い、区計画に基づく取組みを推進していきます。

また、区支え合いのまち推進協議会は、各地域（地区部会エリア）の活動状況を確認し、取りまとめるとともに、成果事例の共有や取組みの推進方法の検討を行い、区計画全体を推進する役割を担います。

(2) 市の体制

福祉・保健など対象者別の個別計画と連携し、整合・調整を図りながら取組みを進めるとともに、教育、就労、交通、環境、まちづくりなど市民生活に関連が深い分野とも連携が必要となるため、庁内横断的に関連部署との連携を密にして本計画を推進していきます。

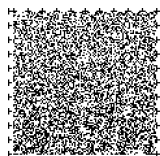
また、本計画においては、地域の取組み（区計画）の支援を市の役割として位置付けており、地域への支援または地域との連携を行う窓口として、区（区役所、保健福祉センター）が千葉市社会福祉協議会の区事務所と連携して、区支え合いのまち推進協議会の開催や地域活動に対する助言・相談対応などを実施します。

(3) 千葉市社会福祉協議会との連携

千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、市との連携により、各種の福祉サービスを提供する主体として、また、社協地区部会・ボランティア団体等の活動を育成、調整する主体として、重要な役割を果たしています。

本計画においても、市と市社協を共に区計画（地域の取組み）を支援する主体として位置付けていることから、両者が連携して地域福祉の充実に取り組んでいくことが必要です。

市は、市社協が今後も幅広い活動を展開し内容の充実を図ることができるよう支援するとともに、本計画と市社協の地域福祉活動計画の連携を図り、事業や施策の検討・推進について協働で取り組みます。



(4) 千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

社会福祉事業者及び学識経験者等で構成され、地域福祉に関する事項を調査審議する本市の附属機関です。

分科会では、本計画の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進や本計画の確認状況や評価についての検討・審議を行います。

(5) 区支え合いのまち推進協議会

区計画の推進を目的として、情報の収集や議論・意見交換を通じ、地域の生活課題や成果事例の共有、計画の進捗確認や推進方法の検討などを行う合議体です。

第3期計画において、計画名が変更になったことに伴い、従来の「区地域福祉計画推進協議会」から名称を変更しました。

社協地区部会等の地域団体や社会福祉事業者などから選任された委員及び公募の委員で構成され、主に次に掲げる事項を所掌します。

- ① 区支え合いのまち推進計画に関する広報
- ② 地域福祉に関する情報収集、活動団体間の情報交換・連絡調整
- ③ 区支え合いのまち推進計画に位置付けられている取組みの推進状況の確認・評価

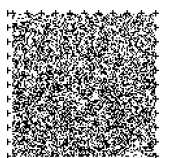
2 計画の推進状況の検証

○ 本計画の策定趣旨を踏まえ、地域に関わる様々な皆さんの意見を反映させながら計画を推進するため、社会福祉審議会地域福祉専門分科会と各区支え合いのまち推進協議会において、それぞれ計画の進捗確認及び評価を行います。

○ 「第4章 市の取組み（公助の取組み）」の施策については、地域福祉専門分科会が、市から年度ごとに実施状況の報告を受け、それに基づき成果と課題について検証します。

○ 「第5章 地域の取組み（共助の取組み）」の取組みについては、支え合いのまち推進協議会が、社協地区部会から随時、地区部会エリア内の実施状況の報告を受け、区計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題について検証します。

また、市が年度ごとに、各区支え合いのまち推進協議会で取りまとめられた区計画の推進状況を、地域福祉専門分科会へ報告します。



【「支え合いのまち千葉 推進計画」の推進体制のイメージ】

